

# 報告事項No. 1 陳情第 3 号

川崎市教育委員会 教育長 渡邊 直美 様

平成 30 年 2 月 13 日

宮前区 [REDACTED] 山本太三雄  
[REDACTED]

川崎市教育委員会の傍聴者の市民が録音することで各教育委員が意識して自由に発言ができなくなるかどうか各教育委員にアンケート調査を求める陳情

## 1. 陳情の要旨

平成 30 年川崎市文教委員会（1 月 25 日）

陳情第 98 号 「川崎市教育委員会会議のインターネット中継を求める陳情」の審査の録画中継を 1 月 31 日に見て、山田庶務担当課長より 4 つの理由で傍聴人に対する録音やインターネット中継はしないとの回答がありました。

その中に 1 つの理由に録音すると委員が録音を意識して自由に発言できない、躊躇するとの回答でした。重富川崎市議員からの実際に委員にアンケートして確認したのかの質問に対し、アンケートは取っていないとの回答でした。であれば実際にアンケートを取って、その結果の報告を求める陳情をしますのでよろしくお願ひいたします。

## 2. 陳情の理由

- (1) 新聞記者にはすでに録音を許可されており、市民が録音することで、意識がかわるのか、その違いもアンケート調査を必要と感じたため
- (2) 教科書採択音声データ破棄問題の裁判係争中とは関係なく、アンケート調査は可能と思われるため
- (3) 簡単なアンケートができると思ったから  
*<アンケートの例> 参考まで*

川崎市教育委員殿

教育委員会議の傍聴者に録音を認めないことで、やってきましたが、市民から録音を認めるようにとの陳情や他都市で認めている状況から、アンケート調査をすることになりました。次の質間に回答をお願いします。

質問 1.. あなたは教育委員会議ですでに新聞記者が録音をしている事を  
知っていますか？

知っている ( )、知っていない ( )

質問 2.. 市民の傍聴者が録音すると、録音を気にして自由に発言できなくなりますか？  
自由に発言できなくなる ( )、変わらない ( )

(参考)

読売新聞 2017年 8月 19日（土）川崎版に「横浜市教委 録音認める」の記事、  
横浜市教育委員会が、定例会など会議の録音を傍聴者に認めることになった。市教委は「正確な情報を市民に知ってもらう必要がある」としており、21日の臨時会から運用を始める。  
県内3政令市で、録音を許可するのは相模原市に統いて2例目。  
今回、大阪市など全国の政令市で導入が進んでいることを受けて方針を転換した。

(4) 今回（1月25日）の陳情の審査は、自分で陳情しておきながら、私は所用があり、傍聴でませんでした。2月1日に公開された録画を何回か視聴して、審査状況がわかりました。その結果、今回追加陳情することになりました。

川崎市議会インターネット議会中継録画は実に便利で、議員は自分の発言の再確認に、行政側もどう回答したかも再度確認でき、議事録作成には、かかせないものになっていると思われます。誰の発言であるかが分かり、聞き取りにくい箇所は何回かくり返し再生すれば聞き取れ、ただの録音より録画の方が数段便利であることを一市民として自分で利用してみて実感しました。

本来は川崎市教育委員会会議のインターネット中継録画を希望しますが、不採択になったため、せめて可能であれば、インターネット中継録画取得後の利便性についてだけでも追加で教育委員や行政職員にもアンケートを取っていただければと思ったため

(5) 最近、憲法改定が叫ばれていますが

教育委員会は憲法第13条の個人の尊重や教育基本法の個人の尊厳を重んじるなど法を遵守ことには特にたけていると思います。

憲法12条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とあり、私はこの12条と  
憲法16条「何人も請願する権利を有し、何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」が特に重要であると認識しており、一人の国民の不断の努力として、あたりまえのこととして本件を陳情するものであります。

以上

